

# 金沢市女性活躍トップランナー企業支援事業実施要綱

(平成29年5月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の企業における新たな雇用の創出及び女性の活躍の促進を図るため、石川県の区域外から意欲と能力のある女性を積極的に受け入れる企業（以下「女性活躍トップランナー企業」という。）を支援する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規雇用 雇用期間の定めがない直接雇用であって、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇級、昇格等の労働条件が適用されることなど長期雇用を前提とした待遇をいう。）で雇用することをいう。
- (2) 受入人材 企業が新たに正規雇用を行う女性の中核人材（企業が求める分野において、当該企業の中核となって事業を支え、当該企業をけん引することができると思われる人材をいう。）であって、次のアからカまでのいずれにも該当するものをいう。
  - ア 主たる就業場所が、本市の区域内の事業所である者
  - イ 所属する部署等のリーダー等管理職としての待遇で雇用される者
  - ウ 就業開始以前に石川県の区域外に3年以上居住していた者で、市長が適当とみとめる者
  - エ 就業開始に伴い、本市の区域内へ転入する者
  - オ 当該企業の経営等を行う者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）でない者
  - カ その他市長が別に定める要件を満たす者

(対象企業)

第3条 女性活躍トップランナー企業として支援の対象とする企業は、受入人材を定着させることにより女性の活躍推進及び経営強化を図り、かつ、次の各号のいずれにも該当

するものとして市長の認定（以下「認定」という。）を受けた企業とする。

- (1) 本市の区域内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）である企業
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨の届出を行い、かつ、これを公表している企業
- (3) 受入人材を活用して行う事業を計画し、又は実施している企業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業は、認定の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（料亭に係る営業を除く。）及び同条第5項の性風俗関連特殊営業又はこれらの営業の全部又は一部を受託して営業を行う企業
- (2) 市税を滞納している企業
- (3) 暴力団又は暴力団員が経営に関与し、又は密接な関係を有していると認められる企業
- (4) その他市長が認定を適当でないと認める企業  
（認定の申請等）

第4条 認定を受けようとする企業は、受入人材の求人募集を行う前において市長が別に定める期日までに、金沢市女性活躍トップランナー企業認定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次条に規定する金沢市女性活躍トップランナー企業認定審査委員会の審査の結果に基づき、認定の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（金沢市女性活躍トップランナー企業認定審査委員会）

第5条 女性活躍トップランナー企業の認定についての審査を行うため、金沢市女性活躍トップランナー企業認定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織等）

第6条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済局労働政策課において処理する。

(受入人材に関する報告等)

第9条 認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、受入人材の求人募集に係る情報を公表したときは、当該公表の内容を市長に報告しなければならない。

2 認定企業は、受入人材の雇用を決定したときは、速やかに、金沢市女性活躍トップランナー企業支援事業受入人材雇用決定報告書（様式第2号）により市長に報告しなければならない。

3 認定企業は、受入人材の求人募集を取りやめたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 受入人材の求人募集を取りやめる旨の報告を受けたとき。

(2) 第3条に規定する支援の対象とする企業の要件に該当しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、受入人材を就業日（当該受入人材が就業を開始した日をいう。以下同じ。）から引き続き6月以上雇用した認定企業に対し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の対象となる受入人材は、1認定企業につき1人とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次条に規定する対象経費に対し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた者には、補助金を交付しない。

(補助金の額等)

第12条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる対象経費の区分に応じ、認定を受けた日からそれぞれ同表の中欄に定める期間の末日までに、認定企業が負担した当該対象経費の

2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、それぞれ同表の右欄に定める額を超えないものとする。

| 区 分                                       | 対象期間         | 限度額              |
|---|--------------|------------------|
| 受入人材に係る求人又は採用のために支払った経費                   | 就業日から起算して6月  | 1,000,000円       |
| 受入人材の就業のために必要な県外居住地から市内居住地までの移転のために支払った経費 | 就業日から起算して6月  | 100,000円         |
| 受入人材の移転後の住居費（敷金及び礼金に対する経費を除く。）に対し支払った経費   | 就業日から起算して36月 | 1月につき<br>40,000円 |

（補助金の交付申請）

第13条 補助金の交付を受けようとする認定企業は、就業日から起算して6月ごとに、当該6月を経過した日から起算して1月以内に市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する対象期間中に受入人材が第2条第2号の規定に該当しなくなった場合は、申請はできないものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに受入人材を雇用し、当該受入人材が就業を開始した認定企業については、なおその効力を有する。